

「国際教育交流管理システム(KUIESM)」へのアクセス手順

アクセスは、『KULASIS～京都大学教務情報システム～』を経由して行います。

1. KULASIS/KUIESMへのアクセスには、「学生アカウント(ECS-ID)」の有効化が必要です。

「学生アカウント (ECS-ID) 有効化通知書」の指示に従いECS-IDを有効にしてください。
30分から1時間ほどで有効化が完了しますので、全学生共通ポータルにアクセスしてください。

- ECS-ID有効化ページ：<https://ecs.iimc.kyoto-u.ac.jp/active>
※すでに有効化済みの方は、次項へお進みください。
- ECS-ID有効化が出来ない場合は、以下を参照してください：
https://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/cert/ecs_id/use/use.html



2. 全学生共通ポータルにログイン → まず「KULASIS」へアクセス

<https://student.iimc.kyoto-u.ac.jp/>

全学生共通ポータル / Common Portal for All Students
学生アカウント(ECS-ID)でログインしてください
your student account(ECS-ID)

ログイン/Login

京都大学統合認証システム

ユーザ名(ECS-ID または SPS-ID)

パスワード

ログインを記憶します
サービスへの属性送信

使用後はブラウザを閉じてください

全学生共通ポータル

入学予定者サイト

KULASIS

3. KULASIS→「国際教育交流管理システム(KUIESM)」[留学生在籍管理機能]へ

KULASIS[登録情報]タブの「留学生在留資格・連絡先・授業料関係書類送付先の登録/更新」リンクをクリック

KULASIS - 京都大学教務情報システム -

部局ホーム シラバス 時間割 (前期) 登録情報 履修登録 他学部聴講

留学生在留資格・連絡先・授業料関係書類送付先の登録/更新

留学生にのみ、KUIESMへアクセスできるリンクが表示される。

4. 「国際教育交流管理システム(KUIESM)」へのアクセス完了

京都大学 国際教育交流管理システム (KUIESM)

アクセス学生名・所属部局名 English 日本語

終了時は、ブラウザを閉じてください。

国際教育交流課からのお知らせ
お知らせがある場合は、ここに表示されます。

●●部局からのお知らせ
お知らせがある場合は、ここに表示されます。

機能1: 1. 在留資格変更・期間更新許可申請のための「所属機関用書式」作成依頼

地方出入国在留管理局で「在留資格の変更」または「在留期間の更新」手続きを行う際必要な「許可申請書」様式のうち、「所属機関作成用ページ」の作成をオンラインで所属部局に依頼します。
書式の作成が完了したらお知らせしますので、所属部局の指示に従って、すみやかにオンラインまたは窓口で受け取ってください。

機能2: 2. 最新の在留資格および連絡先・授業料関係書類送付先の登録/変更

自身の「現時点最新」の以下の情報について、登録、または変更が発生した場合更新してください。

- 在留資格情報
現在保有している「最新の在留資格情報」および「在留カード券面画像」(3月を超える許可期間の者のみ)の登録/更新を行います。
未渡日または保有していた資格の失効により、現在有効な在留資格を保有していない場合も、その状況に応じた内容で登録/更新する必要があります。
- メール使用言語
- 連絡先・授業料関係書類送付先
・正規生：授業料関係書類の送付先・大学からの連絡先として使用します。
・非正規生：大学からの連絡先として使用します。

★注意：
KULASISからKUIESMへ移る途中で、再度「認証画面」が表示された場合は、もう一度ECS-IDで認証しなおしてください。
(時間が経過し、認証がタイムアウトした可能性があります)

★KUIESMを終了する場合は、必ずブラウザを終了してください。

★KUIESMは「日本語」と「英語」の文字で入力するシステムです。
(詳細は、この欄を参照してください)

- もし、アクセスエラー画面が出た場合は、エラー画面内容を確認の上、**有効な学生番号でKULASISから再ログイン**してください。

以下の機能の詳細は、「KUIESM」の機能にアクセスし、各項目の説明文とマニュアル等を参照してください。

「KUIESM」でできること：

●機能1：在留資格変更・在留期間更新許可申請のための「所属機関用書式」作成依頼

すでに有効な在留資格を保有している留学生が、地方出入国在留管理局へ、以下の申請を提出する場合に必要な大学発行の「所属機関用書式」の作成依頼を、留学生が「KUIESM」からオンライン申請し、受け取る機能。

- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

大学から書式を受け取った後は、すみやかに自身で居住地を管轄する地方出入国在留管理局で、手続きを行ってください。

- ★ KUIESM内の必要書類に関する掲示、または所属部局の掲示板等を確認し、申請に必要な情報を揃えて、申請してください。
- ★ 在留資格変更/在留期間更新は、**在留資格有効期限の3か月前から、地方出入国在留管理局で手続きできます。**有効期限に注意し、所属部局が定める依頼期限よりさらに十分な余裕を持って、大学へ書類作成を依頼する必要があります。

●機能2：最新の在留資格および連絡先・授業料関係書類送付先の登録/変更

・現在保有している有効な最新の在留資格情報、または有効な在留資格を持っていない状況の登録/更新を行う。

★ 以下の場合、必ず「KUIESM」上で、情報の登録/更新が必要です。

- ・入学後初めての在留資格情報の登録
- ・およびその後「在留資格変更/在留期間更新」を行った場合の「最新情報」の更新
- ・有効な在留資格を持たなくなった場合の状況更新、または逆に、新たに有効な在留資格を保有した場合の更新
- ・留学生本人の「日本での居住地」を変更した場合 **※居住地のある区役所への「住民登録変更」が必要です。**

・最新の連絡先情報(以下)の登録/更新を行う。

- ・学生本人住所の登録/更新 → **市/区役所への住民登録変更届出と、在留カード記載事項の修正が必要です。**
- ・日本国内緊急連絡先の登録/更新
- ・母国緊急連絡先の登録/更新